

かすみがうら市地域密着型サービスの利用に関する取扱

(趣旨)

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援する観点から創設されたサービスであり、原則として、指定地域密着型サービス事業所（以下「事業所」という。）の所在する市町村の被保険者が利用するものである。

この取扱は、利用者の生活実態及び居住地域の実情等を踏まえ、地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、地域密着型サービスの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域密着型サービス利用の原則)

(1) 本市に所在する指定地域密着型サービス事業所は、原則として、本市の介護保険被保険者が利用するものとする。

(2) 住所地特例の適用を受けている本市以外の介護保険被保険者については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、本市に所在する事業所を利用することができるものとする。

(3) 住所地特例の適用を受けている被保険者については、住民登録地の市町村に所在する地域密着型サービスを利用することができるものとする。

(認知症対応型共同生活介護等の利用の原則)

(1) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）を利用できる者は、原則として、本市に転入した日から6か月を経過した者とする。

(2) 前項の規定にかかわらず、次条に定める場合は、認知症対応型共同生活介護等を利用することができるものとする。

(地域密着型サービスの区域外利用に係る同意)

本市を保険者とする介護保険被保険者が、本市以外に所在する指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所の利用を希望するときは、事情を聴取し、次に掲げる基準に適合するか審査した上で、利用を認めることが適当と判断した場合は、当該事業所が所在する市町村に対し、利用に係る同意を求めるものとする。

(1) 本市に所在する地域密着型サービス事業所の利用定員に空きがない等、本

市内の事業所を利用することが困難であること。

(2) 災害、虐待その他やむを得ない事情により、住民票を移さずに当該市町村に居住する必要があること。

(3) その他、前 2 号に準ずる特別な事情があると市長が認めること。

(他市町村の長に利用に係る同意を求める場合)

前条の規定により事由を審査し、基準に適合すると判断した場合は、当該事業所が所在する市町村の長に対し、利用に係る同意を求めるものとする。

(区域外の被保険者の本市事業所の利用に係る同意)

他市町村の長から、本市に所在する地域密着型サービス事業所の利用に係る同意を求められたときは、事情を聴取し、次に掲げる基準に適合するか審査した上で、同意することが適当と判断した場合は、同意を行うものとする。

(1) 利用希望者の保険者である市町村の区域内に所在する地域密着型サービス事業所を利用することが困難であること。

(2) 当該事業所において利用定員に空きがあること。

(3) 市外被保険者の利用者数が、当該事業所の利用定員又は登録定員の 2 割以内であること。

(4) 本市の被保険者の利用に重大な支障がないこと。

(5) 当該事業所において、利用希望者に対して適切なサービスを提供することが可能であること。

(6) その他、地域密着型サービスの適正な運営に支障がないこと。

(認知症対応型共同生活介護等の利用の例外)

次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、認知症対応型共同生活介護等の利用を認めることができるものとする。

(1) 本市に生活拠点を置くことを目的として転入した後、認知症の状態等が悪化し、認知症対応型共同生活介護等の利用が必要となった場合。

(2) 本市に 3 親等以内の親族が居住し、当該親族から継続的な支援を受けるために本市へ転入した後、認知症の状態等が悪化し、認知症対応型共同生活介護等の利用が必要となった場合。

(3) 現在、他市町村の認知症対応型共同生活介護等を利用している者が、本市に居住する 3 親等以内の親族から今後継続的な支援を受けるため、本市に所在する認知症対応型共同生活介護等の利用を希望する場合。

(4) その他、前 3 号に相当する特別な事情があると市長が認める場合。

(親族の範囲)

前条に規定する「３親等以内の親族」とは、次に掲げる者をいう。

- (１) １親等 父母、子
- (２) ２親等 祖父母、兄弟姉妹、孫
- (３) ３親等 曾祖父母、伯叔父母、甥姪、曾孫

(事前相談)

認知症対応型共同生活介護等を利用しようとする者から相談を受けた居宅介護支援事業者その他関係事業者は、当該利用希望者がこの取扱に定める要件に該当する場合は、本市に事前相談を行うものとする。

２ 前項の事前相談を行う事業者は、利用を希望する理由、親族による継続的な支援の状況、利用を予定している事業所の空き状況、待機者の状況その他本市が必要と認める事項を記載した書類を、本市に提出するものとする。

(利用の判断)

地域密着型サービスの利用の可否を判断する場合は、次に掲げる事項を総合的に勘案するものとする。

- (１) 利用希望者の認知症の状態その他心身の状況
- (２) 家族等による支援の状況
- (３) 利用希望者の生活の継続性
- (４) 本市内の地域密着型サービスの利用状況及び待機者の状況
- (５) 当該事業所の定員、利用状況及び受入体制
- (６) その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項

(施行期日)

この取扱は、令和８年１１月１日から施行する。

